



＼ 新婚さんを応援！結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します！／

令和6年度

玉野市結婚新生活支援事業補助金



《受付期間》

令和6年 **4**月 **1**日

～

令和7年 **2**月 **28**日

ご夫婦おふたりの年齢が

補助上限額

29歳以下 … **60** 万円 / 30～39歳 … **30** 万円

補助対象経費

対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に支払った経費

1. 住宅取得費（新築、購入）
2. 住宅リフォーム費
3. 住宅賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
※R7年3月分までの賃料等が対象
4. 引越し費用

補助対象世帯

次の全ての条件を満たす世帯

1. **令和6年1月1日以降**に新規に婚姻した世帯
2. 夫婦ともに居住する住宅が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること
3. 婚姻日時時点で年齢が夫婦ともに **39歳以下**であること
4. 申請時における夫婦の所得合計が、**500万円未満**であること
※その他にも条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。





《手続き・流れ》



《必要書類》

	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書
世帯に関する書類等	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 所得証明書その他新婚世帯の総所得が分かる書類 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書又は市税の滞納がないことを示す証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（該当する場合）
住宅に関する書類	<input type="checkbox"/> 対象期間内に支払った額が分かる書類（領収書等）の写し
住宅を購入・新築	<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
住宅をリフォーム	<input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書の写し
住宅を賃貸	<input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書
引越し	<input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し

《注意事項》

- ・申請を検討される方は、事前に総合政策課へご相談ください
- ・申請書、必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- ・申請内容に変更があった場合には必ず総合政策課へお知らせください。
- ・前年度上限額まで交付されなかった世帯も、今年度に限り上限額に達するまで申請が可能です。
- ・本事業は先着(受付)とし、本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

本事業は、【フラット 35】**地域連携型** と連携しています。
 詳しくは、住宅金融支援機構の HP をご確認ください。



玉野市総合政策課 移住定住推進室
 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1 TEL:0863-32-5580
 受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）